

総行行第 3 1 6 号
令和 8 年 6 月 3 0 日

各都道府県総務担当部局長 殿
各都道府県財政担当部局長 殿

総務省自治行政局行政課長
(公 印 省 略)

取適法・振興法を含む取引適正化関連法令の周知への協力について（依頼）

標記の件について、別添 1 のとおり、中小企業庁事業環境部取引課長及び公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課長から当職宛てに、取適法・振興法を含む取引適正化関連法令の周知への協力に関する依頼がありました。

近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、発注者・受注者の対等な関係に基づき、事業者間における価格転嫁及び取引の適正化を図るため、協議に応じない一方的な代金決定の禁止、手形による代金の支払等の禁止等が盛り込まれた「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案」が令和 7 年 5 月に国会で可決・成立し、令和 8 年 1 月より下請代金支払遅延等防止法は「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（昭和 31 年法律第 120 号。以下「取適法」という。）として、下請中小企業振興法は「受託中小企業振興法」（昭和 45 年法律第 145 号。以下「振興法」という。）として施行されました。

他方で、公正取引委員会が令和 7 年度に実施した、「価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」では、令和 6 年度よりもおおむね状況は改善しているものの、価格転嫁に係る要請受託率が 7 割程度にとどまっているなど、価格転嫁・取引適正化は道半ばの状況であるといえます。

また、国及び地方公共団体においては、振興法第 2 3 条第 3 項の規定に基づき、受託中小企業の振興を図るために必要な施策が効果的に実施されるよう、必要な情報交換や相互の密接な連携の確保に努めることとされているところです。

中小企業・小規模事業者が賃上げを継続できる環境を整備し、官民を挙げて推進してきたサプライチェーン全体での適切な価格転嫁や取引適正化の取組を一層推進することは、地域経済の活性化等の観点からも重要であり、取適法・振興法を含む取引適正化関連法令について、地方を含め全国での周知を徹底していく必要があります。

つきましては、別添 2 のとおり、中小企業庁事業環境部長及び公正取引委員会事務総局官房審議官（取引適正化担当）から各都道府県商工担当部局長宛てに、取適法・振興法を含む取引適正化関連法令に係る周知への協力依頼がなされているところであり、施設管理や広報等を担当する総務担当部局及び予算執行を総括する財政担当部局におかれましては、商工担当部局等との必要な連携を図りながら、同周知が実効的なものとなるよう、御協力をお願いします。

公正取引委員会・経済産業省

令和 8 年 6 月 3 0 日

総務省自治行政局行政課長 殿

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課長

中小企業庁事業環境部取引課長

取適法・振興法を含む取引適正化関連法令の周知について（依頼）

近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、発注者・受注者の対等な関係に基づき、事業者間における価格転嫁及び取引の適正化を図るため、協議に応じない一方的な代金決定の禁止、手形による代金の支払等の禁止等が盛り込まれた「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案」が令和 7 年 5 月に国会で可決・成立し、令和 8 年 1 月より下請代金支払遅延等防止法は「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（昭和 31 年法律第 120 号。以下「取適法」という。）として、下請中小企業振興法は「受託中小企業振興法」（昭和 45 年法律第 145 号。以下「振興法」という。）として施行されました。

他方で、公正取引委員会が令和 7 年度に実施した、「価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」では、令和 6 年度よりもおおむね状況は改善しているものの、価格転嫁に係る要請受託率が 7 割程度にとどまっているなど、価格転嫁・取引適正化は道半ばの状況であるといえます。

令和 8 年 6 月 1 日に開催された「第 5 回中堅企業・中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議・第 3 回賃上げに向けた中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ合同会議」では、佐藤内閣官房副長官より、取適法・振興法について、公正取引委員会と中小企業庁を中心に、総務省と連携し、地方も含め全国での周知広報を徹底する旨の指示が出されました。

中小企業・小規模事業者が賃上げを継続できる環境を整備し、官民を挙げて推進してきたサプライチェーン全体での適切な価格転嫁や取引適正化の取組を一層推進できるよう、取適法・振興法を含む取引適正化関連法令について、地方を含め全国での周知を徹底していくことは極めて重要です。そのため、取適法・振興法を含む取引適正化関連法令について、規制の内容や法運用に関する考え方が、大企業・中小企業・小規模事業者の経営層から現場の担当者に至るまで、あまねく全国の事業者に広く定着するよう、各都道府県商工担当部局長宛てに別添 2 の通知を発出しました。別添 2 の通知に基づく対応を適切に実施するためには、取引適正化・価格転嫁担当部局を始め全庁的に連携して取り組んでいただく必要があります。

つきましては、各都道府県において別添 2 の通知の趣旨が改めて徹底されるよう、特段の御配慮をお願いします。

公正取引委員会・経済産業省

官 印 省 略
公 取 企 第 2 0 7 号
20260625中庁第3号
令和 8 年 6 月 3 0 日

各都道府県商工担当部局長 殿

公正取引委員会事務総局官房審議官（取引適正化担当）

中小企業庁事業環境部長

取適法・振興法を含む取引適正化関連法令の周知について

近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、発注者・受注者の対等な関係に基づき、事業者間における価格転嫁及び取引の適正化を図るため、協議に応じない一方的な代金決定の禁止、手形による代金の支払等の禁止等が盛り込まれた「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案」が令和 7 年 5 月に国会で可決・成立し、令和 8 年 1 月より下請代金支払遅延等防止法は「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（昭和 31 年法律第 120 号。以下「取適法」という。）として、下請中小企業振興法は「受託中小企業振興法」（昭和 45 年法律第 145 号。以下「振興法」という。）として施行されました。

他方で、公正取引委員会が令和 7 年度に実施した、「価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」では、令和 6 年度よりもおおむね状況は改善しているものの、価格転嫁に係る要請受託率が 7 割程度にとどまっているなど、価格転嫁・取引適正化は道半ばの状況であるといえます。

令和 8 年 6 月 1 日に開催された「第 5 回中堅企業・中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議・第 3 回賃上げに向けた中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ合同会議」では、佐藤内閣官房副長官より、取適法・振興法について、公正取引委員会と中小企業庁を中心に、総務省と連携し、地方も含め全国での周知広報を徹底する旨の指示が出されました。

中小企業・小規模事業者が賃上げを継続できる環境を整備し、官民を挙げて推進してきたサプライチェーン全体での適切な価格転嫁や取引適正化の取組を一層推進できるよう、取適法・振興法を含む取引適正化関連法令について、地方を含め全国での周知を徹底していくことは極めて重要です。

また、振興法第23条第2項においては、「地方公共団体は、前項の国の施策とあいまって、地域の実情に応じ、受託中小企業の振興を図るために必要な施策の普及その他必要な取組を推進するように努めるものとする。」旨定められており、かねてから価格転嫁・取引適正化の取組の普及・推進に努めていただいているところであります。

同条第3項において、「国、地方公共団体、次条に規定する受託中小企業振興協会その他の関係者は、受託中小企業の振興を図るために必要な施策が効果的に実施されるよう、必要な情報交換を行うことその他相互の密接な連携の確保に努めるものとする。」旨定められている趣旨も踏まえ、貴職におかれましては、取適法・振興法を含む取引適正化関連法令について、規制の内容や法運用に関する考え方が、大企業・中小企業・小規模事業者の経営層から現場の担当者に至るまで、あまねく全国の事業者幅広く定着するよう、下記の事項について公正取引委員会・中小企業庁と適切に連携するなどの措置を講じていただくよう、お願いいたします。

記

1. 47都道府県で開催する説明会（取引適正化関連法令）における連携

令和7年度には、取適法・振興法に関して、「2026年1月施行！～下請法は取適法へ～改正ポイント説明会」を開催するなど、全国で周知活動を実施してきたところであり、令和8年度も取適法を含む取引適正化関連法令について47都道府県において説明会を実施する予定です。つきましては、各都道府県におかれては、以下の方法などを通じて、公正取引委員会及び中小企業庁・地方経済産業局と連携していただきますようお願いいたします。

- ・説明会の共同開催
- ・会場の確保や設営を含めた会議運営・準備の協力
- ・ウェブサイトやメールなどを通じた、各都道府県内の事業者への周知

2. 地方公共団体や事業者団体等が開催するセミナー等における連携

公正取引委員会及び中小企業庁等では、地方公共団体や事業者団体の主催する各種セミナーや説明会等に講師派遣を行っています。各都道府県におかれては、以下の方法などを通じて、公正取引委員会及び中小企業庁等と連携していただきますようお願いいたします。

- ・地方公共団体主催のセミナー等で取適法・振興法を含む取引適正化関連法令を取り上げ、公正取引委員会及び中小企業庁等が説明する機会を設けること
- ・各都道府県内における事業者団体に対し、取適法・振興法を含む取引適正化関連法令について、公正取引委員会及び中小企業庁等が講師派遣を受け付けている旨を周知すること

3. 各種リーフレット・ガイドブック等の周知における連携

公正取引委員会及び中小企業庁では、取適法・振興法を含む取引適正化関連法令に関して、事業者等向けの各種リーフレットやガイドブック、動画等を作成しています。各都道府県におかれては、各都道府県内の事業者等に対し、ウェブサイトやメールなどを通じて、これらの周知の御協力をお願いいたします。

【参考１】取適法関係ウェブサイト

https://www.jftc.go.jp/partnership_package/toritekihou.html

【参考２】2026年1月施行！～下請法は取適法へ～改正ポイント説明会

<https://www.jftc.go.jp/event/kousyukai/toriteki.html>